

重要事項説明書

1.訪問看護事業の概要

(1)事業所の名称、所在地等

事業所名	諏訪中央病院訪問看護ステーションいろは
所在地	長野県茅野市宮川3975番地
連絡先	(0266)73-8005 緊急連絡先(0266)73-5269
介護保険事業所番号	2061490039
事業内容	訪問看護事業、介護予防訪問看護事業
通常の事業実施地域※	茅野市、諏訪市、原村

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2)同事業所の職員体制

区分	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	1名		1名	事業運営全般
保健師、看護師	7名		7名	訪問看護提供
理学療法士、作業療法士	9名	1名	10名	訪問リハビリテーション提供
言語聴覚士				
事務職員	1名		1名	保険請求、会計、事務処理

(3)営業日、営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時15分

2.サービス内容

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1)病状観察 | (9)医師の指示による看護・処置 |
| (2)体位変換 | ・各種カテーテルの管理 |
| (3)栄養・食事の援助 | ・呼吸器の管理 |
| (4)排泄の援助・オムツ交換 | ・注射や点滴 |
| (5)整容・衣服の着脱の援助 | ・創の処置 |
| (6)身体の清潔保持 | ・痰の吸引 |
| (7)家族の介護相談・支援 | |
| (8)リハビリテーションの援助 | |

3.提供方法

訪問看護(介護予防訪問看護)の実施にあたっては、利用者様の希望または介護支援専門員の在宅ケアアセレメントにより必要性が認められた時にケアプランに基づき提供されます。また訪問看護(介護予防訪問看護)の実施にあたっては、主治医の訪問看護指示書に基づき行います。

4.利用料金

(1)利用料

①介護保険の場合

介護保険負担割合に応じ、費用額の1割～3割を利用料として負担して頂きます。利用料につきましては下記にてご確認下さい。

②医療保険の場合

医療保険の種類に応じ、負担割合が異なります。利用料につきましては下記にてご確認下さい。

前期・後期高齢者医療受給者	訪問看護療養費の合計の1割、2割、3割いずれかで負担
国民健康保険、社会健康保険	訪問看護療養費の合計の3割負担
国民健康保険組合	訪問看護療養費の合計の各組合の割合
6歳未満	訪問看護療養費の合計の2割負担
公費併用	自己負担限度額に準じる

(2)交通費

上記の(1)の通常の事業実施地域にお住まいの利用者様は無料です。

それ以外の地域にお住まいの利用者様は交通費の実費270円(1回につき)をご負担頂きます。

【介護保険訪問看護利用料金】

負担割合					
		10割	1割	2割	
基本料金	看護師による訪問	20分未満	3140円	314円	628円
		30分未満	4710円	471円	942円
		30分以上60分未満	8230円	823円	1646円
		60分以上90分未満	11280円	1128円	2256円
	理学療法士等による訪問	20分	2940円	294円	588円
		40分	5880円	588円	1176円
加算項目	早朝夜間訪問看護加算	早朝(6時～8時) 夜間(18時～22時)	上記料金に25%加算		
	深夜訪問看護加算	深夜(22時～6時)	上記料金に50%加算		
	緊急時訪問看護加算	24時間体制をとっているため	6000円	600円	1200円
	特別管理加算Ⅰ	留置カテーテル、気管カニューレを使用している方、経管栄養療法を行っている方	5000円	500円	1000円
	特別管理加算Ⅱ	人工肛門、自己導尿、酸素療法、褥瘡、点滴を行っている方	2500円	250円	500円
	看護体制強化加算Ⅰ	充実したサービスを提供する体制をとっているため	5500円	550円	1100円
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	質の高いサービスを提供する体制をとっているため	60円	6円	12円

(介護保険訪問看護利用料金)

加算項目		同時に複数の看護師等により訪問看護行った時	負担割合		
			10割	1割	2割
複数名訪問加算Ⅰ		30分未満	2540円	254円	508円
		30分以上	4020円	402円	804円
初回加算Ⅰ		退院・退所した日に初めて訪問看護利用した時	3500円	350円	700円
初回加算Ⅱ		退院・退所した日の翌日以降に初めて訪問看護利用した時 2か月間訪問看護の利用がなく再開した時	3000円	300円	600円
退院時共同指導加算		退院・退所時に在宅での療養上の必要な指導を受けた時	6000円	600円	1200円
口腔連携強化加算		口腔の健康状態の評価を情報提供した時	50円	5円	10円
看護・介護職員連携強化加算		訪問介護員が痰の吸引等を実施する際、助言等の支援を行ったり同行訪問した場合	2500円	250円	500円
ターミナルケア加算		在宅で死亡日および死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った時	25000円	2500円	5000円

【介護予防訪問看護利用料金】

基本料金		看護師による訪問	負担割合		
			10割	1割	2割
看護師による訪問		20分未満	3030円	303円	606円
		30分未満	4510円	451円	902円
理学療法士等による訪問		30分以上60分未満	7940円	794円	1588円
		60分以上90分未満	10900円	1090円	2180円
加算項目	早朝夜間訪問看護加算	20分	2840円	284円	568円
		40分	5680円	568円	1136円
	深夜訪問看護加算	早朝(6時~8時) 夜間(18時~22時)	上記料金に25%加算		
	緊急時訪問看護加算	深夜(22時~6時)	上記料金に50%加算		
		24時間体制をとっているため	6000円	600円	1200円

(介護予防訪問看護利用料金)

加算項目		留置カテーテル、気管カニューレを使用している方、経管栄養療法を行っている方	5000円	負担割合		
				10割	1割	2割
特別管理加算Ⅰ		留置カテーテル、気管カニューレを使用している方、経管栄養療法を行っている方	5000円	500円	1000円	
特別管理加算Ⅱ		人工肛門、自己導尿、酸素療法、褥瘡、点滴を行っている方	2500円	250円	500円	
看護体制強化加算Ⅰ		充実したサービスを提供する体制をとっているため	1000円	100円	200円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ		質の高いサービスを提供する体制をとっているため	60円	6円	12円	
複数名訪問加算Ⅰ		同時に複数の看護師等により訪問看護行った時				
		30分未満	2540円	254円	508円	
		30分以上	4020円	402円	804円	
初回加算Ⅰ		退院・退所した日に初めて訪問看護利用した時	3500円	350円	700円	
初回加算Ⅱ		退院・退所した日の翌日以降に初めて訪問看護利用した時 2か月間訪問看護の利用がなく再開した時	3000円	300円	600円	
退院時共同指導加算		退院・退所時に在宅での療養上の必要な指導を受けた時	6000円	600円	1200円	
口腔連携強化加算		口腔の健康状態の評価を情報提供した時	50円	5円	10円	
看護・介護職員連携強化加算		訪問介護員が痰の吸引等を実施する際、助言等の支援を行ったり同行訪問した場合	2500円	250円	500円	

【医療保険訪問看護利用料金】

基本料金	訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで	5550円	負担割合		
				10割	1割	3割
		週4日目以降	6550円	655円	1965円	
機能強化型2(1日目) (2日目以降)		安全な訪問看護を提供する体制をとっているため	10030円	1003円	3009円	
			3000円	300円	900円	
加算項目	24時間対応体制加算	24時間体制をとっているため	6800円	680円	2040円	

(医療保険訪問看護利用料金)

加算項目	料金	負担割合		
		10割	1割	3割
早朝夜間訪問看護加算	早朝(6時~8時) 夜間(18時~22時)	2100円	210円	630円
深夜訪問看護加算	深夜(22時~6時)	4200円	420円	1260円
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等により訪問看護行った時	4500円	450円	1350円
乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める方	1800円	180円	540円
	上記、以外の方	1300円	130円	390円
訪問看護情報提供療養費	市町村へ情報提供した場合	1500円	150円	450円
	義務教育諸学校へ情報提供した場合	1500円	150円	450円
	保険医療機関等へ情報提供した場合	1500円	150円	450円
ターミナルケア加算	在宅で死亡日および死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った時	25000円	2500円	7500円
特別管理加算Ⅰ	留置カテーテル、気管カニューレを使用している方、経管栄養療法を行っている方	5000円	500円	1500円
特別管理加算Ⅱ	人工肛門、自己導尿、酸素療法、褥瘡、点滴を行っている方	2500円	250円	750円
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師が計画的な管理をした時	2500円	250円	750円
長時間訪問看護加算	1回の訪問看護の時間が90分超えた時	5200円	520円	1560円
退院時共同指導加算	退院・退所時に在宅での療養上の必要な指導を受けた時	8000円	800円	2400円
特別管理指導加算	特別管理加算を算定している方が退院時指導を受けた時	2000円	200円	600円
退院支援指導加算	退院日に看護師より在宅での療養上の指導を受けた時	6000円	600円	1800円
在宅患者連携指導加算	主治医、訪問看護師、歯科訪問診察医、訪問薬剤師の間で共有された診療情報等をもとに療養上指導をうけた時	3000円	300円	900円
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護員が痰の吸引等を実施する際、助言等の支援を行ったり同行訪問した場合	2500円	250円	500円

(医療保険訪問看護利用料金)

加算項目		状態が急変された時、診療方針が変わった時に主治医、訪問看護師、歯科訪問診察医、訪問薬剤師、居宅介護支援専門員等が一緒にカンファレンスを行い療養上指導等をうけた時	負担割合		
			10割	1割	3割
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2000円	200円	600円	
	訪問看護医療DX情報活用加算	50円	5円	15円	
	訪問看護ベースアップ評価料	780円	78円	234円	
保険給付の範囲を超えたサービス利用料 (土・日・祝日の午前8時～午後6時)		1回90分まで	1100円		
		1回30分ごと	550円		

(3)死後の処置

営業日、保険の種類、負担割合に関係なく対応させて頂いた時間帯での料金となります。

午前6時～午前8時	13750円
午前8時～午後6時	11000円
午後6時～午後10時	13750円
午後10時～午前6時	16500円

(4)お支払い方法

翌月の10日以降に順次、お会計案内をお渡しします。契約時に決めたお支払い方法でお願い致します。

5.秘密保持

(1)事業者及び事業者の使用者(以下、「サービス従業者」といいます。)は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2)サービス従業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者及び当該家族の個人情報を用いません。

6.事故発生時の対応

(1)訪問看護事業者は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者の関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2)訪問看護事業者は前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録します。

(3)訪問看護事業者は、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7.身体拘束等の禁止について

原則として利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急のやむを得ない場合には、利用者、家族から同意を得て、その態様及び時間、利用者的心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

事業所は従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施するものとします。

8.高齢者虐待防止時の対応

(1)当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の設備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

(2)当事業所は、利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

(3)当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(4)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

9.サービス内容に関する相談、苦情

(1)当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

訪問看護ステーションいろは	担当	町 和代
	電話番号	0266-73-8005
	受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(2)当事業所以外に市町村等の窓口に、ご相談・苦情を伝える事ができます。

①事業所の運営、看護内容等に関して

茅野市役所 保険課 介護保険係	電話番号	0266-72-2101
各市町村 介護保険担当課		

②訪問看護費など利用料に関して

【介護保険利用】

長野県国民連合会	電話番号	026-238-1580
----------	------	--------------

【医療保険利用】

関東信越厚生局 長野事務所 審査課	電話番号	026-474-4346
-------------------	------	--------------

10.当事業所の概要

名称	諏訪中央病院訪問看護ステーションいろは
代表者役職・氏名	諏訪中央病院組合長
	茅野市長 今井 敦
所在地・電話番号	長野県茅野市宮川3975番地
	電話番号 0266-73-8005